

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 7 年 9 月

鳥 栖 市

9 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第 2 9 号	鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例……………	4
議案甲第 3 0 号	鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例……………	1 0
議案甲第 3 1 号	鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例……………	1 6
議案甲第 3 2 号	鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例……………	1 8
議案甲第 3 3 号	鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	2 1
議案甲第 3 4 号	鳥栖市税条例の一部を改正する条例……………	2 5
議案甲第 3 5 号	鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	3 2
議案甲第 3 6 号	鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例……………	3 8
議案甲第 3 7 号	鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例……………	4 0
議案甲第 3 8 号	鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例……………	4 1
議案甲第 3 9 号	市道路線の廃止及び認定について……………	4 3
議案甲第 4 0 号	財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得について……………	4 5
議案甲第 4 1 号	鳥栖市教育委員会教育長の任命について……………	後送
議案甲第 4 2 号	鳥栖市教育委員会委員の任命について……………	後送
諮 問 第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	後送
議案乙第 1 7 号	令和 7 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 1 8 号	令和 7 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 1 9 号	令和 7 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 2 0 号	令和 7 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案乙第 2 1 号	令和 6 年度鳥栖市水道事業剰余金の処分について……………	別冊
議案乙第 2 2 号	令和 6 年度鳥栖市水道事業会計決算認定について……………	別冊
議案乙第 2 3 号	令和 6 年度鳥栖市下水道事業剰余金の処分について……………	別冊
議案乙第 2 4 号	令和 6 年度鳥栖市下水道事業会計決算認定について……………	別冊
報 告 第 1 5 号	専決処分事項の報告について……………	4 6
報 告 第 1 6 号	専決処分事項の報告について……………	4 8
報 告 第 1 7 号	専決処分事項の報告について……………	5 0

報 告 第 1 8 号	専決処分事項の報告について.....	5 2
報 告 第 1 9 号	専決処分事項の報告について.....	5 4

議案甲第 29 号

鳥栖市情報公開条例の一部を改正する条例

鳥栖市情報公開条例（平成 12 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られた記録をいう。）</u>であって、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 ア～ウ 略 (3) 略 <u>（適正使用）</u> <u>第 3 条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。</u> （公開請求の手続） 第 5 条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所<u>（法人その他の団体にあっては、名称、事務所</u>	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）</u>であって、<u>当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有しているものをいう。</u>ただし、次に掲げるものを除く。 ア～ウ 略 (3) 略 <u>第 3 条 削除</u> （公開請求の手続） 第 5 条 前条の規定による公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。 (1) <u>公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに</u>

又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

(2) 公開請求をしようとする公文書を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 略

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立

法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 略

(公文書の公開義務)

第6条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 略

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

(3) 略

(4) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しく

行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 略

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、第6条各号の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公開請求に対する決定等)

第10条 略

2 実施機関は、公開決定等を公開請求のあった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 略

4 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、相当の期間内に

は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 略

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ・エ 略

オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(公益上の理由による裁量的公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報(第6条第2号に掲げる情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公開請求に対する措置)

第10条 略

2 実施機関は、公開決定等を公開請求のあった日から15日以内にしなければならない。ただし、第5条第2項の規定により、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

3 略

4 実施機関は、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から30日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、公開請求に係る

公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、第2項に規定する期間内に、公開決定等をする期限及び期間内に公開決定等ができない理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条の2 公開請求に係る公文書に係る公文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者(以下この条、第14条第2項及び第15条において「第三者」という。)に関する情報が記載されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 略

公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、第2項に規定する期間内に、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について公開決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第10条の2 公開請求に係る公文書に国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外の者(以下この条、第14条第2項及び第15条において「第三者」という。)に関する情報が記載されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に対する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第6条第1号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第8条の規定により公開しようとするとき。

3 略

(理由付記)

第10条の3 実施機関は、前条第1項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

(公文書の公開の実施)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書を公開する旨の決定をしたときは、公開請求者に対し、閲覧若しくは視聴又は写しの交付その他相当な方法により、公開するものとする。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書を公開することにより、当該公文書が汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより公文書の公開をすることができる。

(手数料等)

第12条 前条第1項に規定する閲覧又は視聴による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条第1項に規定する写しの交付その他相当な方法による公文書の公開に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(他の法令等による公開の実施と調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第11条第1項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にか

(理由付記)

第10条の3 実施機関は、第10条第1項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、同項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。

(公文書の公開の実施)

第11条 公文書の公開は、当該公文書が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(手数料等)

第12条 前条に規定する閲覧による公文書の公開に係る手数料は、無料とする。

2 前条に規定する写しの交付又は実施機関が定める方法による公文書の公開に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(他の法令等による公開の実施と調整)

第16条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る公文書が第11条に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条の規定にかかわら

かわらず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧である場合は、当該縦覧を第11条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。	ず、当該公文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。 2 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧である場合は、当該縦覧を第11条の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の鳥栖市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公文書の公開請求について適用し、施行日前の公文書の公開請求については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に準じ、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 30 号

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後														
（個人番号の利用） 第 4 条 略 2・3 略	（個人番号の利用） 第 4 条 略 2・3 略 <u>4 市の機関は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u> <u>5 前 3 項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u>														
別表第 1 <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>7 市長</td><td>略</td></tr></table>	機関	事務	略		7 市長	略	別表第 1 <table><tr><th>機関</th><th>事務</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>7 市長</td><td>略</td></tr><tr><td>8 市長</td><td><u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情</u></td></tr></table>	機関	事務	略		7 市長	略	8 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情</u>
機関	事務														
略															
7 市長	略														
機関	事務														
略															
7 市長	略														
8 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情</u>														

<u>8</u> 教育委員会	略
<u>9</u> 教育委員会	略

別表第 2

機関	事務	特定個人情報
1 市長	鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの

	<u>報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>
<u>9</u> 教育委員会	略
<u>10</u> 教育委員会	略
<u>11</u> 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの</u>

別表第 2

機関	事務	特定個人情報
1 市長	鳥栖市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報（以下「重度心身障害者医療費関係情報」という。）であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>
2 市長	鳥栖市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 重度心身障害者医療費関係情報であって規則で定めるもの <u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>

3	市長	鳥栖市在宅寝たきり老人等介護見舞金支給条例による見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
4	市長	鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法

3	市長	鳥栖市在宅寝たきり老人等介護見舞金支給条例による見舞金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
4	市長	鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5	市長	在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
6	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法

律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害

律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害

		者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの			者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの
7 教育委員会	鳥栖市立小学校及び中学校の特別支援学級等に就学する児童及び生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの	経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助に関する情報であつて教育委員会規則で定めるもの		7 教育委員会	鳥栖市立小学校及び中学校の特別支援学級等に就学する児童及び生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて教育委員会規則で定めるもの
					住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
					住登外者宛名情報であつて教育委員会規則で定めるもの

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 教育委員会	経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であつ	市長	略
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
略			
2 教育委員会	経済的理由により就学困難な児童及び生徒の保護者に対する就学援助に関する事務であつ	市長	略
			生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
			住登外者宛名情報

	て教育委員会規則 で定めるもの				て教育委員会規則 で定めるもの		<u>であって規則で定 めるもの</u>
3 教育委 員会	鳥栖市立小学校及 び中学校の特別支 援学級等に就学す る児童及び生徒の 保護者に対する特 別支援教育就学奨 励費の支給に関す る事務であって教 育委員会規則で定 めるもの	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの	3 教育委 員会	鳥栖市立小学校及 び中学校の特別支 援学級等に就学す る児童及び生徒の 保護者に対する特 別支援教育就学奨 励費の支給に関す る事務であって教 育委員会規則で定 めるもの	市長	地方税関係情報で あって規則で定め るもの <u>住登外者宛名情報 であって規則で定 めるもの</u>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

基幹系情報システムの標準化に伴い、住登外宛名情報に関して番号利用法に定められた個人番号利用事務の処理のための庁内連携が行えるよう条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第31号

鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市長等によるハラスメントを防止し、及び排除するために必要な事項を定めることにより、全ての職員の尊厳が尊重され、良好な職場環境を確立することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、法第22条の3第4項に規定する臨時的任用職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）の規定に基づき任期を定めて採用された職員を含む。）で、本市に勤務するものをいう。
- (2) 市長等 市長、副市長及び教育長をいう。
- (3) 委員等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第5項の委員会の委員又は委員をいう。
- (4) ハラスメント パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメント及び育児・介護休業等に関するハラスメントをいう。

(市長等及び委員等の責務)

第3条 市長等及び委員等は、全ての職員の尊厳を尊重するとともに、ハラスメントの被害者に配慮しなければならない。

- 2 市長等は、職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を確保するため、ハラスメントの防止及び排除に関し、必要な措置を講ずるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 3 市長等及び委員等は、ハラスメントに関する申出、当該申出に係る調査への協力その他のハラスメントに対する職員の対応に起因して、当該職員が不利益を受けることがないようにしなければならない。
- 4 市長等及び委員等は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

(ハラスメント審査会)

第4条 市長等が当事者である申出その他市長が必要と認める申出に関し、適切な処理及び解決について審議するため、鳥栖市ハラスメント審査会を設置する。

(対応措置)

第5条 市長は、事実関係の公正な調査によりハラスメントの事実が確認された場合は、必要に応じて事実の公表を行うことができる。

(市長職務の代行)

第6条 ハラスメントを行つたとされる者が市長である事案においては副市長が、市長及び副市長である事案においては教育長が、この条例に規定する市長の職務を行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

市長等によるハラスメントを防止し、及び排除したいため、この案を提出する。

議案甲第32号

鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略	（介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第17条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則で定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 <u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、鳥栖市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第15号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u>

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 鳥栖市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向

確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第17条の3</u> 略	確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 略 <u>第17条の4</u> 略
--	---

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に準じ、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 33 号

鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（平成 4 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（部分休業をすることができない職員） 第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第 20 条 <u>部分休業（育児休業法第 19 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第 8 条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	（部分休業をすることができない職員） 第 19 条 育児休業法第 19 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （<u>第 1 号部分休業の承認</u>） 第 20 条 <u>育児休業法第 19 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第 67 条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第 15 条の 2 第 1 項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第 1 号部分休業</u>の承認については、1 日につき 2 時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分 (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間 <u>(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員が<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</u> (部分休業の承認の取消事由) 第22条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施

行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の鳥栖市職員の育児休業等に関する条例第２０条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

上記の議案を提出する。

令和７年９月１日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 4 号

鳥栖市税条例の一部を改正する条例

鳥栖市税条例（昭和 2 9 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（所得控除） 第 3 3 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は<u>扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2 5, 0 0 0, 0 0 0 円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第 3 5 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で	（所得控除） 第 3 3 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2 5, 0 0 0, 0 0 0 円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 （市民税の申告） 第 3 5 条の 2 第 2 3 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 1 5 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 3 1 7 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で

社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最

社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第33条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2～10 略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第35条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最

初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第35条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第87条第1号ホに掲げる加熱式たばこをいい、第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第89条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第87条第1号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が

0. 35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるものの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0. 2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0. 1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第88条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第88条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の鳥栖市税条例（以下「新条例」という。）第33条の2及び第35条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第35条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第35条の3の2第1項第3号及び第35条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第35条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に規定する施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の鳥栖市税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第35条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第35条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第35条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第35条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に規定する施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、鳥栖市税条例第87条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第89条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 鳥栖市税条例第 8 9 条第 3 項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
 - (2) 新条例附則第 1 6 条の 2 の 2 の規定により換算した紙巻たばこの本数に 0. 5 を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 5 号

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(利用定員) 第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。<u>第 4 2 条第 3 項第 1 号</u>において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 2 7 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。<u>同号</u>において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第 4 2 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第 5 項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）	(利用定員) 第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 1 号）第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。<u>第 4 2 条第 3 項</u>において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同省令第 2 7 条に規定する小規模保育事業 B 型をいう。<u>第 4 2 条第 3 項</u>において同じ。）にあつては 6 人以上 1 9 人以下、小規模保育事業 C 型（同条に規定する小規模保育事業 C 型をいう。附則第 4 条において同じ。）にあつては 6 人以上 1 0 人以下、居宅訪問型保育事業にあつては 1 人とする。 2 略 (特定教育・保育施設等との連携) 第 4 2 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から<u>第 7 項</u>までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）

を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

を適切に確保しなければならない。

(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者

型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

等」という。)

(2) 略

4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるような措置を講じているとき

(2) 略

5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければならない。

(2) 略

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき

(2) 略

7 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であつて、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。

(1)・(2) 略

8 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設(児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。)その他の市長の指定する施設を適切に確保しなければなら

7 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

い。

9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

附 則

（連携施設に関する経過措置）

第5条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 3 6 号

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前					改 正 後				
別表第 1					別表第 1				
種別	取扱区分		単位	金額	種別	取扱区分		単位	金額
ごみ処 理手 数 料	市長が指 定するご み容器	可燃物用ご み袋（大）	略		ごみ処 理手 数 料	市長が指 定するご み容器	可燃物用ご み袋（大）	略	
		可燃物用ご み袋（小）	1 枚につき	2 6 円			可燃物用ご み袋（小）	1 枚につき	2 6 円
							可燃物用ご み袋（特小）	1 枚につき	1 2 円
		不燃物用ご み袋（大）	略				不燃物用ご み袋（大）	略	
		不燃物用ご み袋（小）	略				不燃物用ご み袋（小）	略	
		粗大ごみシ ール	略				粗大ごみシ ール	略	
	略					略			
略				略					

附 則
この条例は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

市長が指定するごみ容器の取扱区分を追加したいため、この案を提出する。

議案甲第 37 号

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和 44 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(印鑑の登録及び手帳の交付) 第 6 条 略 2 市長は、印鑑登録原票 <u>（印影を除く。）</u> を磁気ディスクをもって調製することができる。 3～5 略	(印鑑の登録及び手帳の交付) 第 6 条 略 2 市長は、印鑑登録原票を磁気ディスクをもって調製することができる。 3～5 略

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

住民記録システムの標準化を実施することに伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 38 号

鳥栖市営住宅条例の一部を改正する条例

鳥栖市営住宅条例（平成 9 年条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(入居者の資格) 第 4 条 略 2 前項に規定する老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) 略 (8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律</u>（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で<u>ア又はイ</u>のいずれかに該当するもの ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所	(入居者の資格) 第 4 条 略 2 前項に規定する老人等は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。 (1)～(7) 略 (8) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律</u>（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者<u>又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア、イ又はウのいずれかに該当するもの</u> ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号<u>（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）</u>の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条<u>（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）</u>若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 23 条第 1 項本文の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者 イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項<u>又は第 10 条の 2</u>

がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	<u>(配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。)</u>の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、<u>当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</u> ウ <u>女性相談支援センター若しくは配偶者暴力相談支援センターによる配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている者又は女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。)</u>若しくは行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者暴力被害者支援を行っている民間支援団体において、<u>配偶者からの暴力の被害を受けていることの確認がなされている者</u>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 39 号

市道路線の廃止及び認定について

市道のうち下記の路線を廃止し、新たに路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び同法第 8 条第 2 項の規定により、市議会の議決を求める。

記

1 路線の廃止

市道番号	路 線 名	起 点
		終 点
3050	東 部 2 3 号 線	幡崎町字平田 7 3 7 番 4 地先
		幡崎町字クヌイ 5 1 番 3 地先
3099	東 部 5 1 号 線	幡崎町字クヌイ 6 5 番 3 地先
		幡崎町字平田 7 4 3 番 1 地先
3130	東 部 5 8 号 線	幡崎町字平田 7 4 2 番 4 地先
		幡崎町字平田 7 5 4 番 1 地先
4363	大 平 田 5 号 線	平田町字大平田 3 1 9 4 番 4 地先
		平田町字大平田 3 1 9 4 番 1 5 地先
4365	東 前 1 5 号 線	平田町字東前 3 0 8 8 番 1 0 地先
		平田町字東前 3 0 8 8 番 1 7 地先
5142	五 郎 丸 3 号 線	三島町田出島字田出島 3 3 1 1 番 2 地先
		下野町字五郎丸 2 0 7 3 番 1 地先

2 路線の認定

市道番号	路 線 名	起 点
		終 点

3 0 5 0	東 部 2 3 号 線	幡崎町字京太郎 6 7 番 4 地先
		幡崎町字クヌイ 5 1 番 3 地先
3 0 9 9	東 部 5 1 号 線	幡崎町字クヌイ 6 5 番 3 地先
		幡崎町字京太郎 1 0 4 番 2 地先
3 1 3 0	東 部 5 8 号 線	幡崎町字平田 7 4 2 番 4 地先
		幡崎町字平田 7 4 9 番 2 地先
3 1 9 8	姫 方 2 号 線	姫方町字姫方 2 1 8 番 1 1 地先
		姫方町字姫方 2 1 8 番 6 地先
3 1 9 9	桜 町 丸 尾 1 号 線	桜町字丸尾 1 2 1 0 番 1 4 地先
		桜町字丸尾 1 2 1 3 番 7 地先
4 3 6 3	大 平 田 5 号 線	平田町字大平田 3 1 9 4 番 4 地先
		平田町字大平田 3 2 4 7 番 1 地先
4 3 6 5	東 前 1 5 号 線	平田町字東前 3 0 8 8 番 1 0 地先
		平田町字大平田 3 2 4 0 番 2 0 地先
4 3 6 8	古 蓮 輪 8 号 線	養父町字古蓮輪 4 2 6 番 5 地先
		養父町字古蓮輪 4 2 6 番 7 地先
4 3 6 9	五 本 谷 6 号 線	山浦町字五本谷 2 3 4 2 番 1 地先
		山浦町字五本谷 2 3 4 2 番 1 4 地先
4 3 7 0	五 本 谷 7 号 線	山浦町字五本谷 2 3 4 2 番 2 0 地先
		山浦町字五本谷 2 3 4 2 番 1 1 地先
5 3 0 1	村 田 三 本 松 9 号 線	村田町字三本松 1 4 4 番 9 地先
		村田町字三本松 1 4 4 番 6 地先
5 3 0 2	本 庄 ・ 東 馬 場 線	幸津町字本庄 1 1 8 1 番 8 地先
		幸津町字東馬場 1 8 7 6 番 6 地先

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

議案甲第40号

財産（災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式）の取得について

下記の災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式を取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 物件の表示 | 災害用組立トランク型自動ラップ式トイレ式 |
| 2 取得価格 | 25,924,800円 |
| 3 購入の相手方 | 佐賀市鍋島三丁目10番13号
日本乾溜工業株式会社佐賀支店
支店長 岩 永 浩 幸 |
| 4 契約の方法 | 指名競争入札 |

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

報告第15号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年7月3日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	6 , 8 6 4 円

2 事件の概要

令和7年5月26日午前8時40分ごろ、自家用車で市道八軒屋・下野線（鳥栖市下野町1116番1地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を損傷した。

報告第16号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年7月9日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
熊本県玉名郡長洲町長洲 3 0 6 7 - 1 有限会社 港産業 代表取締役 草野 佳明	2 0 7 , 0 7 7 円

2 事件の概要

令和 7 年 3 月 2 日午後 5 時 5 0 分ごろ、社用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町 9 4 4 番 2 地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を損傷した。

報告第 17 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 7 年 9 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和 32 年条例第 7 号）第 2 条第 5 号の事項を次のとおり専決処分する。

令和 7 年 7 月 29 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	3, 9 1 0 円

2 事件の概要

令和7年3月22日午後8時15分ごろ、自家用車で市道安良・下野線（鳥栖市三島町1854番地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を損傷した。

報告第18号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年8月15日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	18,678円

2 事件の概要

令和7年3月2日午後5時30分ごろ、自家用車で市道轟木・村田線（鳥栖市村田町944番2地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、左側前輪を損傷した。

報告第19号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年9月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥栖市長の専決処分の指定に関する条例（昭和32年条例第7号）第2条第5号の事項を次のとおり専決処分する。

令和7年8月19日

鳥栖市長 向 門 慶 人

市道の管理かしに基づく損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
個 人	7, 5 0 2 円

2 事件の概要

令和7年7月25日午前9時30分ごろ、自家用車で市道上分・島線（鳥栖市下野町343番3地先）を走行中、路面の陥没部に落輪した衝撃で、右側前輪を損傷した。